

# 15 国 関 係

# 口蹄疫対策特別措置法について

平成22年6月  
農林水産省消費・安全局

## I 趣旨

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるもの。

## II 概要

### 1 一般車両等の消毒義務

農林水産大臣が都道府県知事の要請に基づいて指定する地域（以下「指定地域」という。）内において、消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者に、その使用する車両その他の物品の消毒を義務付け。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

### 2 死体の焼却又は埋却の支援

指定地域内に存する死体の所有者が、死体の焼却又は埋却を求めた場合には、家畜防疫員は当該死体を焼却又は埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する土地の確保、必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずる。

### 3 患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、指定地域内において都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができ、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

### 4 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置

国は、生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、必要な資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずる。

### 5 その他の規定事項

家畜防疫員の確保、偶蹄類に属する野生動物の監視、ねずみ等の駆除、口蹄疫に対処するための費用の国による負担、家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん、農業者年金の保険料の免除等の特例、地域再生のための支援、税制上の措置等

## III 施行期日等

公布・施行 平成22年6月4日（平成24年3月31日までの時限立法）

# 口蹄疫対策特別措置法施行令について

平成 22 年 6 月  
農林水産省消費・安全局

## I 趣旨

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）の制定に伴い、法の規定において政令で定めることとされている、補てん又は補償の対象となる損失の範囲、補てん金等の交付の方法、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担の割合、農業者年金の保険料の免除等の特例等について規定する。

## II 概要

### 1 患畜等以外の家畜の殺処分に係る補てん・補償等（法第6条関係）

- ① 殺された家畜の評価額、勧告の日から殺された日までに要した飼料代その他の省令で定める額を交付
- ① 家畜の所有者が速やかに損失の補てん・補償等の交付を受けられるよう、都道府県知事は殺処分の実施を確認することによりその決定した額を交付

### 2 国による負担の額（法第19条関係）

口蹄疫に対処するために要する費用についての国の負担は、次に掲げる額の合計額と規定

- ① 消毒実施に要する以下の費用
  - ・家畜防疫員の旅費の全額（②の場合を含む。）
  - ・薬品の購入費の全額
  - ・衛生資材の購入費又は賃借料の2分の1
- ② 焼却・埋却実施に要する費用（①を除く。）の2分の1
- ③ 患畜等以外の殺された家畜（予防的殺処分）に係る焼却・埋却実施に要する費用（①を除く。）、損失の補てん・補償実施に要する費用（④及び⑤を除く。）は、当該都道府県の標準税収入に対する対策費総額の占める割合等に応じた額
- ④ 損失の補てん・補償実施に要する費用（⑤を除く。）のうち評価人の手当及び旅費の全額
- ⑤ 農林水産大臣が自ら患畜等以外の家畜を殺した場合における損失の補償実施に要する費用の全額

### 3 農業者年金の保険料の免除等の特例（法第21条関係）

口蹄疫により被害を受けた農業者年金の被保険者について、

- ① 保険料を納付することを要しない（免除する）ものとする
  - ② それによって納付しなかった保険料を追納できるものとする
- 等の特例を規定。

## III 施行期日

公布・施行 平成22年6月4日

（平成22年6月18日一部改正、改正後の規定は平成22年6月4日から適用）

# 口蹄疫対策特別措置法施行規則について

平成 22 年 6 月  
農林水産省消費・安全局

## I 趣旨

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）及び口蹄疫対策特別措置法施行令（平成22年政令第146号。以下「施行令」という。）の制定に伴い、法及び施行令の規定において農林水産省令で定めることとされている車両等の消毒の基準、損失の補てんに係る患畜等の移動等の禁止の基準等を定める。

## II 概要

### 1 農林水産大臣の指定する地域における車両等の消毒（法第4条関係）

- ① 消毒のための設備として、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置等を規定。
- ② 消毒基準として、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤等の消毒剤を用いて、消毒目的物に散布又は目的物を浸すこと等により実施することを規定。
- ③ 消毒の対象となる物品として、車両（緊急車両等を除く）を規定。

### 2 補てん又は補償の対象となる損失等（施行令第1条第3項関係）

患畜等以外の家畜の殺処分に係る損失の補てん金に併せて交付する金額として、法第6条第1項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の飼養に要する費用を規定。

### 3 畜舎及びその周辺における消毒並びにねずみ等の駆除等（法第8条関係）

必要に応じ家畜防疫員の技術的指導等を求めながら、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うことを規定。

### 4 家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん（法第20条関係）

損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準として、家畜等の移動等の禁止等が次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることを規定。

- ① 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県
- ② 家畜伝染病予防法第32条第2項の規定による農林水産大臣の指定に係る区域を含む都道府県

## III 施行期日

公布・施行 平成22年6月4日

## 口蹄疫対策検証委員会報告書（概要）

### 第1 はじめに

- 口蹄疫は、国際連合食糧農業機関などが「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例。  
伝染力が他に類を見ないほど強く、一旦感染すると、長期にわたり畜産業の生産性を著しく低下させ、また、外見上治癒したように見えても、継続的にウイルスを保有し新たな感染源となる可能性。
- 口蹄疫がまん延すれば、畜産物の安定供給を脅かし、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれ。このため、現在の科学的知見のもとでは、口蹄疫清浄国では、早期発見及び迅速な殺処分・焼埋却を基本として防疫対応を講じているところ。
- 最近、アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、口蹄疫ウイルスは国内に侵入する可能性があるという前提に立ち、実効ある防疫体制を早急に整備する必要。
- 最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらに「初動対応」。ここに関係者が力を注ぐことが結果的に国民負担も小さくすることにつながる。

### 第2 今回の防疫対応の問題点

- 10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫体制が十分に機能しなかった。国と宮崎県・市町村などとの役割分担が明確でなく、連携も不足していた。
- 豚への感染が起こったことなどにより急激に発生件数が増加し、5月はじめには防疫方針の改定が必要となっていた。5月19日に殺処分を前提とする緊急ワクチン接種が決定されたが、結果的に決定のタイミングは遅かったと考えられる。
- 宮崎県が所有する種雄牛の特例措置は現場に多くの混乱をもたらした。
- 国際空港・海港においては靴底消毒などの検疫措置を実施していたが、オーストラリアやニュージーランドのような徹底した入国管理は実施されていない。
- 畜産農家段階において飼養衛生管理基準が守られていたとは言い難い。バイオセキュリティのレベルが高いはずの宮崎県の畜産試験場、宮崎県家畜改良事業団、JA宮崎経済連の施設でウイルスの侵入を許したことを、関係者は深刻に受け取ることが必要。また、飼養衛生管理基準の内容自体も緊迫感や具体性に欠けていた。

- 宮崎県の家畜防疫員一人あたりの管理頭数・農家戸数は他県に比べて格段に負担が大きく、この結果、農場の所在地、畜種、頭数などについての把握を宮崎県では十分に行っていなかった。
- 今回の事例では、異常畜の発見の見逃しや通報の遅れがあり、感染を広げる大きな原因となった。
- 診断確定後24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却ができなかったことが感染を拡大させた。殺処分・埋却などの具体的な作業のイメージがないため、作業が円滑に進まなかった。
- 今回、我が国で初めて、健康な家畜にも殺処分を前提としたワクチン接種が行われたが、経済的な補償を含めた法的裏付けがなく、その決定及び実行に時間がかかった。
- 我が国では国際競争力強化や生産効率向上のため、規模拡大政策が進められてきた。大規模化に伴って、規模に見合う防疫体制がとられるべきだが、必ずしもそうした体制がとられていなかった。

### 第3 今後の改善方向

#### 1 国と都道府県・市町村などとの役割分担・連携の在り方

- 国・都道府県・市町村などの役割分担を明確にし、
  - ・ 防疫方針（予防、発生時の初動、感染拡大時の対応など）の策定・改定は、国が責任をもって行う、
  - ・ 防疫方針に即した具体的措置は、都道府県が中心となって、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携と協力の下に迅速に行う、
 ことを基本とすべき。
- また、国は、防疫方針の策定・改正に責任を持つとともに、その方針に即した都道府県段階の具体的措置が確実に行われるよう、
  - ・ 日ごろから各都道府県段階の予防措置の実施状況、発生時に備えた準備状況、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携状況などを把握し、必要な改善指導を行う、
  - ・ 定期的に全国一斉及び都道府県ごとの防疫演習を行う、
  - ・ 発生時に直ちに、具体的措置に習熟し必要な資材も準備した緊急支援部隊などを派遣する、
 などの支援を行うべき。

#### 2 防疫方針の在り方

- 国が定める防疫方針については、海外における発生の状況や、科学的知見・技術の進展などを常に把握し、常に最新・最善のものとしておくべき。

- 初動対応で感染拡大が防止できない場合には、速やかに防疫方針を改定することが必要。国は第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、感染の実態を正確に把握した上で、感染拡大を最小限とするための防疫方針の改定を判断できるようにすべき。
- 種雄牛を含め畜産関係者の保有する家畜については、特例的な扱いを一切認めるべきではない。畜産関係者は、このことを前提として、凍結精液による遺伝資源の保存、種畜の分散配置などにより、リスク分散を行うべき。

### 3 我が国への口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

- オーストラリアをはじめ諸外国の例もよく研究した上で、我が国への口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための措置を強化すべき。

### 4 畜産農家の口蹄疫ウイルス侵入防止措置の在り方

- 口蹄疫の発生防止のためには、日ごろからの畜産農家のウイルス侵入防止措置が何よりも重要。都道府県は、畜産農家に飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、家畜防疫員による定期的な立入検査を行うべき。
- 飼養衛生管理基準を遵守していない畜産農家に対しては、何らかのペナルティを課すべき。
- また、飼養衛生管理基準の内容をより具体的なものとする必要がある。
- 飼料や家畜、生乳などの運送などで農場間を移動する車両については、日ごろから消毒を徹底すべき。複数農場に立入りする獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜運搬業者、死亡獣畜処理業者、飼料運搬業者などについても消毒を徹底すべき。
- たい肥場の設置場所、消毒方法などについて十分注意が必要。

### 5 発生時に備えた準備の在り方

- 都道府県は、農場の所在地、畜種、飼養頭数、飼養管理の状況などを日常的に把握しておくべき。また、こうしたことが的確に行えるよう、全国平均に比べて家畜防疫員の数が少ない都道府県は家畜防疫員の増員に努めるべき。
- 都道府県は、埋却地の確保状況を把握し、埋却地を十分に確保できていない畜産農家に対して必要な指導を行うとともに、畜産農家による事前確保が十分でない場合の対応を準備すべき。

## 6 患畜の早期の発見・通報の在り方

- 口蹄疫が発生した際には防疫措置が一日遅れても被害が飛躍的に増大。このため、早期の発見・通報を徹底するための手段として、具体的な通報ルールを作るべき。  
例えば、国があらかじめ示した一定の症状に照らし、口蹄疫を否定できない家畜については、症状が分かる写真を添付した検体を直ちに国（動物衛生研究所）に送るといったルールを定めるべき。
- ルールに従って通報した畜産農家の患畜・疑似患畜については十分な財政支援を行うようにするとともに、ルールに従わずに通報が遅れた畜産農家、都道府県などに対しては、何らかのペナルティを課すべき。

## 7 早期の殺処分・埋却などの在り方

- 都道府県は早期に殺処分・埋却などが確実に終了するよう、日ごろから埋却地の事前確保、作業のやり方・手順の明確化、民間獣医師、自衛隊などとの協力体制の整備を進めておくことが重要。
- 国は、今回の経験を踏まえ、作業現場で実践的に活用できる作業マニュアルを定め、防疫演習により、現場に定着させておくべき。また、日ごろから作業に習熟した人材から成り、必要な資材も準備した緊急支援部隊を用意すべき。

## 8 その他の初動対応の在り方

- 都道府県は、口蹄疫が発生した場合を想定し、日ごろから消毒ポイントの具体的な設置場所や消毒方法について準備しておくべき。

## 9 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫対応の在り方

- 初動対応では感染拡大が防止できない場合の防疫方針については、国が責任をもって機動的に対応する必要がある、第1例の発生後直ちに防疫の専門家を現地に常駐させ、的確に判断できるようにすべき。
- ワクチンに安易に依存すべきではなく、現在のワクチンの限界などについても、十分な周知を図るべき。
- 初動防疫では感染拡大が防止できないときの対策として、経済的補償も含めて、予防的殺処分を家畜伝染病予防法に明確に位置付けておくべき。

## 10 防疫の観点からの畜産の在り方

- 畜産の在り方については、規模拡大や生産性の向上といった観点だけでなく、防疫対応が的確に行えるかという観点からも見直すべき。

- 飼養規模・飼養密度などを含めた畜産経営の在り方について、一定のルールを定めたり、コントロールしたりできるように法令整備も検討すべき。
- 大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期の発見・通報などが確実に行われるようにするため、
  - ・ 家畜保健衛生所・獣医師会などと連携のとれる獣医師を置く、
  - ・ 現場の管理者に対し獣医師・家畜保健衛生所へ速やかに通報することを社内ルールで義務付ける、
 などの手当が必要。

## 11 その他

- 産業動物に関する獣医療体制を実効のあるものとするように強化推進すべき。
- 伝染病の拡大防止を図るためには、畜産農家に発生農場の場所などに関する基本的な防疫情報を提供することは必須。都道府県は、発生農場への取材の殺到や感染拡大などが起こらないようマスコミの協力を求めた上で、地域の畜産農家などに対して情報提供を的確に行うべき。
- 口蹄疫の検査方法、ワクチン、抗ウイルス薬、消毒の方法・効果など、口蹄疫全般について実効性の高い研究を進めるべき。動物衛生研究所については、国立の機関として位置付けることについても検討すべき。
- 侵入経路の早期特定を容易にする観点から、今後は、畜産農家に人、車両などの出入りを正確に記録することを義務付けるべき。

## 第4 おわりに

- 本報告書を踏まえて、
  - ・ 国においては、家畜伝染病予防法の改正、的確な防疫指針の提示をはじめとした様々な具体的な改善措置を早期かつ着実に実施すること、
  - ・ 都道府県においては、具体的防疫措置の実行責任者であることを深く自覚し、国の防疫指針に基づき、市町村・獣医師会・生産者団体などとの連携・協力をしつつ、予防、発生時に備えた準備、発生時の早期通報や的確な初動対応に万全を期すこと、
  - ・ 畜産農家には、人・車・物の出入りに際して消毒に万全を期し、自らの農場にウイルスを侵入させないようにするなど、衛生管理を適切に実施すること、
 を期待。
- 最も重要なのは、「発生の予防」と「早期の発見・通報」さらに「初動対応」であり、関係者がこの点に力を傾注することを強く期待。

## 口蹄疫の疫学調査に係る中間取りまとめ（概要）

### －侵入経路と伝播経路を中心に－

#### 1. 疫学調査の方法

- (1) 発生直後から、農林水産省及び宮崎県がそれぞれ疫学調査班を立ち上げ、連携して調査。この結果をもとに専門家からなる口蹄疫疫学調査チームが分析・検討。
- (2) 発生農場等に関して、感染源となる可能性のある家畜、人、車両、物等の動きを可能な限り詳細に調査。
- (3) 本中間取りまとめでは、こうした調査結果を詳しく記述。

#### 2. 口蹄疫ウイルスの遺伝子解析

- (1) 日本の近隣諸国において、口蹄疫が断続的に発生しているが、今回の発生で分離されたウイルスはO型で、今年に入り香港、韓国、ロシアで分離された株と非常に近縁（相同性は、香港株：99.22%、ロシア株：98.90%、韓国株：98.59%）。
- (2) アジア地域の口蹄疫発生国から人、あるいは物を介して我が国に侵入したものと推察。
- (3) なお、中国については、データを国際的な確定診断機関に提供していないため、検証できず。

#### 3. ごく初期の発生事例における侵入経路等

- (1) 侵入・伝播経路を分析し、今後の防疫措置の改善に役立てるため、各発生事例における発症日と侵入日を立入調査を行った際の臨床症状やその進行の程度、血清中の抗体価等をもとに、疫学の専門家が一定のルールに従って推定。
- (2) この疫学的推定結果から見ると、推定発症日は6例目（3月26日）、1例目（4月5日）、7例目（4月8日）の順。

- (3) 1例目の発生が確認された4月20日の時点では、既に10農場以上にウイルスが侵入していたと推定。これらの確認が遅れたことがその後の感染拡大の要因の一つ。
- (4) これら3例について、農場主・家族及び従業員の海外渡航歴、海外からの作業従事者の受入れ状況、海外からの旅行者の訪問状況等について、農場主、従業員等に加え、周辺の関係者や関係団体等に対して詳しく調査を実施。
- (5) これら3例の調査において、発生農家と海外渡航者等との接点を確認することはできなかったものの、こうした人の動きに伴い我が国にウイルスが侵入した可能性は否定できない。農場や畜産関連施設への人の出入りに関する正確な記録が取られていないこと等から、情報収集には限界が見られたところ。
- (6) 6例目と1例目の間には、人の往来、共通の飼料配送業者などの接点があるが、これらと7例目との間には特定の関連は確認されなかったところ。

#### 4. 伝播経路

疫学的推定による推定侵入日を前提として詳細に調査。すべての事例について伝播経路が明らかになったわけではないが、多くの事例に共通する伝播要因は次のとおり。

##### (1) 人及び車両による伝播

- ① 農場間における農場関係者・獣医師・人工授精師及び削蹄師等の人の移動や家畜・飼料・たい肥・死亡獣畜等の運搬車両の動きが伝播の大きな要因であったと考えられるところ。なお、人の出入りに関する正確な記録が取られていないこと等から、情報収集には限界。
- ② バイオセキュリティが高いとされた農場については、消毒に関する装置や施設は整備されていたものの、実際には十分な消毒が行われていなかった事例や作業上の動線に対する衛生上の配慮が十分ではなかった事例が確認されたところ。

##### (2) 近隣農場への伝播

- ① 口蹄疫に感染した牛や豚は呼気中やふん尿中に大量のウイルスを排出するため、周辺環境がウイルスで汚染。多発生地域では、多くの発生農

場で感染動物を殺処分するまでに長い時間を要したことや、牛の百倍～二千倍程度のウイルスを排出する豚にまで感染が拡大したことで、発生農場の周辺環境までが大量のウイルスによって汚染されていたと考えられるところ。これらのウイルスが飛沫核として飛散し、また、共通の道路の利用、野鳥や昆虫などの小動物などによる機械的伝播などにより周辺農場に広がった可能性。

② また、一部の農場においては、近隣のたい肥置き場へ別の発生農場からのふん尿が搬入されており、これを介してウイルスが伝播した可能性。

(3) なお、野生動物から採材したサンプルを用いた検査において、すべて陰性との結果であったことから、野生動物が感染拡大において重要な役割を担ったとは考えにくい。

## 5. 今後の対応

(1) 今後は、発生農家と最後まで発症せずワクチン接種となった農家との防疫措置の違い等に関する調査、今回採取したウイルスの性状等を明らかにするための感染実験を実施予定。

(2) また、本中間取りまとめに関しても、新たな情報があれば、さらに調査を実施。

# 家畜伝染病予防法の改正

- ・ 平成22年度の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- ・ 上記改正のうち、予防的殺処分、消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務、財政支援の強化等については平成23年7月1日から、入国者に対する質問等、消毒設備の設置義務、飼養衛生管理基準の内容の追加、飼養衛生管理状況の報告義務、一定症状の届出義務、病原体所持規制等については平成23年10月1日から、それぞれ施行。

## 発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

## 早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

## その他

- ・ 家畜の伝染性疾患の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

## 迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

## 財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

## 飼養衛生管理基準の見直し

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握（内容を具体化して冒頭に）
- 2 衛生管理区域の設定（新設）
  - ・ 徹底した衛生管理が必要な区域とその他の区域との区分
3. 衛生管理区域への病原体の持込み防止（拡充強化）
  - ・ 不要不急な者の立入りの制限
  - ・ 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
4. 野生生物等からの病原体の感染防止（拡充強化）
  - ・ 給餌・給水設備への野生生物の排せつ物等の混入防止
  - ・ 養鶏農家の防鳥ネット等の整備
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保（拡充強化）
  - ・ 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
6. 家畜の健康観察と異状がある場合の対処  
（早期通報を明示し、拡充強化）
  - ・ 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
7. 埋却地の確保等（新設）
  - ・ 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存（新設）
  - ・ 入場者に関する記録の作成・保存
9. 大規模農場に関する追加措置（新設）
  - ・ 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
  - ・ 通報ルールの作成

## 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の概要

### 1. 基本方針

- ・ 国は、防疫方針の決定・改定に責任を有し、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援
- ・ 都道府県は、防疫方針に即した防疫措置を迅速・的確に実行
- ・ 市町村・関係団体は、都道府県の行う防疫措置に協力

### 2. 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 農林水産省の取組
  - ・ 海外の発生状況の把握・公表
  - ・ 全都道府県を対象とした防疫演習の定期的な開催
  - ・ 活用できる可能性の高いワクチン、排出ウイルス量を軽減する抗ウイルス資材の備蓄 等
- 都道府県の取組
  - ・ 原則年1回以上の農場への立入検査
  - ・ 家畜の所有者ごとに初動防疫に必要な情報（所在地、畜種、頭数、埋却地等の確保状況）を把握
  - ・ 消毒ポイントの設置場所の調整、衛生資材・薬品等の備蓄
  - ・ 埋却地等の事前確保が十分でない場合の措置（地域ごとに、利用可能な公有地を決定）
  - ・ 家畜防疫員の確保 等

### 3. 異常家畜の発見・検査・病性判定

- ・ 通報があった場合、都道府県は直ちに現地に赴き、異常家畜の写真等を国に報告、検体を動物衛生研究所に送付
- ・ 農林水産省は、遺伝子検査の結果等を踏まえて病性を判定

### 4. 病性判定時の措置

- ・ 農林水産省対策本部・都道府県対策本部を速やかに設置
- ・ 国は、国と都道府県との連絡調整員、疫学の専門家、緊急支援チーム及び疫学調査チームを直ちに現地に派遣
- ・ 自衛隊や他の都道府県からの家畜防疫員の派遣要請を含め、防疫措置に必要な人員の確保

### 5. 発生農場における防疫措置

- ・ と殺は、薬殺、電殺等により実施
- ・ 豚の大規模農場で発生し、迅速なと殺の実施が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、当該農場の飼養豚に抗ウイルス資材を投与

- ・ 死体及び汚染物品の処理方法に関して、埋却による処理が困難な場合には、焼却又は化製処理を実施（別途作業マニュアルを作成）
6. **移動制限区域及び搬出制限区域の設定**
- ・ 原則として発生農場を中心に半径10kmの移動制限区域、半径20kmの搬出制限区域を設定
  - ・ 通報が遅れた場合、半径10kmを超えて設定
  - ・ 発生状況を踏まえて区域を拡大・縮小
7. **ウイルスの浸潤状況の確認**
- ・ 疫学調査・周辺農場の調査のルールの明確化
  - 発生状況確認検査
    - ①少なくとも移動制限区域内の農場を対象とした電話調査
    - ②少なくとも半径1 km圏内の農場を対象とした立入検査（遺伝子検査、血清抗体検査）
  - 清浄性確認検査
    - 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日を経過した後、移動制限区域内の農場の立入検査（血清抗体検査）
8. **予防的殺処分**
- ・ 予防的殺処分を実施するタイミング（通報の遅さ、感染の広がり、周辺の飼養密度、埋却等の進捗状況等を考慮して、初動対応では感染拡大の防止が困難と考えられる場合）を明記
9. **ワクチン**
- ・ 現行の口蹄疫ワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用により口蹄疫の発生を見逃すおそれ
  - ・ 原因ウイルスの血清型及び遺伝子の配列情報の分析結果等に基づき、当該ウイルスに対する備蓄ワクチンの有効性について検討
10. **その他**
- ・ 種雄牛など個別の特例的な扱いは一切行わない旨を明記

口蹄疫復興対策に係る対応方針  
(基金要望関係)

平成 22 年 10 月 8 日

1 畜産の再生等に緊急を要する補助事業

宮崎県に対して、以下の措置により、約 90 億円の補助事業を実施する。

ア 基金の設置

宮崎県など南九州を対象に、畜産再生のために 3 年間で必要な事業を実施できるよう、(独)農畜産業振興機構に基金を設置。

- ・ 事業規模：約 50 億円 (基金規模約 33 億円)
- ・ 施設整備を含め 2 / 3 補助
- ・ 県負担分については、交付税措置を含め、適切な地方財政措置を講ずる。

イ 施設整備に対する支援

土地利用型農業への転換等のための施設整備については、早期の対応に最大限努力。

ウ その他

既存の補助事業で対応できるものは、できる限り宮崎県の要望を踏まえ対応。

## 2 運用益活用型基金の創設

- ・ 宮崎県出資の財団法人（以下「財団」という。）が基金を設置
- ・ 規模 1, 000億円程度
- ・ 宮崎県が原資を調達（地方債を発行、その利息に対して交付税措置（実質2／3））、財団に無利子貸付け
- ・ 財団が、毎年度運用益を活用して、市町村の実施する復興事業への支援、観光振興、商工業者への支援など、地域の実情に応じた事業を5年間で実施

（注）宮崎県周辺の南九州から同様の基金の設置要望があった場合は、その設置を検討する。

### （参考1）公共事業の実施に係る支援

被災地域における社会資本整備事業については、宮崎県からの具体的要望を踏まえて「社会資本整備総合交付金」等の活用を図る。

### （参考2）中小企業応援ファンドの創設に係る支援

口蹄疫により被害を受けた中小企業に対する支援事業を実施するため、（独）中小企業基盤整備機構と宮崎県等の拠出により総額250億円のファンドを創設する。また、今後、宮崎県から具体的な増額要望があれば、当初のファンドの運用状況等を踏まえて対応を検討する。